

最終更新日:2015年4月20日

SCSK株式会社

大澤 善雄

問合せ先:IR部 03-5166-1340

証券コード:9719

<http://www.scsk.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業としての社会的責任(CSR)を念頭に、株主を始めとする様々なステークホルダーを視野に入れた経営を実践していきます。かかる観点から、経営の効率性の向上と経営の健全性の維持、及びこれらを達成するための経営の透明性の確保が、当社グループのコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると認識した上で、当社に最も相応しい経営体制の整備・構築を目指しております

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友商事株式会社	52,697,159	48.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,202,200	4.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,589,300	4.25
SCSKグループ従業員持株会	2,731,774	2.53
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY(常任代理人 香港上海銀行)	1,213,281	1.12
株式会社アルゴグラフィックス	1,015,500	0.94
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	836,600	0.77
野村信託銀行株式会社(投信口)	820,300	0.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	744,736	0.69
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	675,360	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	住友商事株式会社 (上場:東京、名古屋、福岡) (コード) 8053

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員	1000人以上

数	
直前事業年度末における(連結)売上高	1000 億円以上 1 兆円未満
前事業年度末における連結子会社数	10 社以上 50 社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社である住友商事株式会社及びその企業グループとの取引等に関しまして、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様の条件で行い、少数株主に不利益を与えることのないよう対応します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重大な影響を与える特別な事情

1. 当社は、住友商事株式会社を親会社としております。親会社の状況は、以下のとおりであります。

(1) 親会社等の商号等

親会社等	属性	親会社等の議決権所有割合(パーセント)
住友商事株式会社	親会社	51.3

(2) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

1) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係

住友商事株式会社は当社議決権の51.3パーセントを所有する親会社であり、当社は親会社の企業グループの中でITソリューション事業の中核企業に位置付けられております。親会社及びその企業グループは当社主要顧客であると同時にビジネス展開上の重要なパートナーでもあり、当社は同グループが持つ機能、顧客基盤、グローバルネットワーク等を活用しながらビジネス基盤の強化・拡充を図っております。

当社は親会社及びその企業グループの多くから情報システムの構築、保守、運用業務を受託しておりますが、同グループに対する売上比率は2割弱であり、親会社及びその企業グループとの取引に関しましては、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様の条件であります。

親会社から1名が当社社外取締役役に就任しており、また、1名が当社社外監査役に就任しております。

当社は親会社から41名の出向者を受け入れ、事業基盤の強化・拡充を図っております。

2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などから受ける経営・事業活動への影響等

当社と親会社は良好な関係を築いており、当社が事業活動を行う上で親会社からの制約事項等はありません。当社にとっては親会社とその企業グループは当社の大口かつ安定した取引先であります。親会社及びその企業グループが販売する製品等の動向に当社業績が大きく影響を受けることはありません。

また、親会社から1名が当社社外取締役役に就任しており、また、1名が当社社外監査役に就任しております。親会社の広範な事業活動を通じた経営判断力を有する当該取締役の当社取締役会への参加は、当社の企業価値最大化に有益であり、また、社外監査役としての当社監査役会への参加は、当社の監査機能強化に資するものと考えております。

親会社へ賃貸している事務所の賃貸料金につきましては、市場価格によるものであり、特別な条件等はなく、事業活動に与える影響は限定的と考えられます。

3) 親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社の親会社及びその企業グループへの売上比率は2割弱であり、売上の多くは資本関係のない企業との取引が占めており、企業グループ外への更なる拡販にも努めております。

また、当社の事業活動の多くは独自の研究開発、市場調査、企画、購買、生産、販売活動に基づくものであり、自由な事業活動を展開しております。

当社は、親会社から1名が当社社外取締役役に就任しておりますが、当社取締役会には16名で構成されており、当社独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

また、当社は事業を推進するための人材は当社において採用し、育成することを基本としております。当社は親会社から相当数の出向者を受け入れておりますが、その主目的は一部の専門的な知識や経験を必要とする役職における当社人材力の補完であります。

親会社から独立した事業運営をしているため、当社と親会社の間に当社事業活動に大きな影響を及ぼす重要な設備やライセンスに関する契約は、基本的には発生しないものと考えております。

4) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

前述の通り、当社は親会社及びその企業グループと緊密な協力関係を保ちながらも、当社の事業活動に対する親会社からの制約はなく、独立性は確保されていると考えております。

(3) 親会社又は支配株主(親会社を除く)を有する場合において当該親会社又は支配株主(親会社を除く)との取引等を行う際にお

ける少数株主の保護の方策の履行状況

(2)の3)、4)で述べました通り、当社は親会社から当社の事業活動に対する制約はなく、独立性は確保されていると考えております。加えて、適正な情報開示を行い、透明性を高め、少数株主の保護に努めております。

(4)支配株主等との取引に関する事項(自 平成25年4月1日至 平成26年3月31日)

1) 親会社及び法人主要株主等との取引

会社等の名称	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
住友商事株式会社 等	情報処理サービス 並びにソフトウェア開発 等	16,051	売掛金	3,293

(注)1.上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

情報処理サービス並びにソフトウェア開発等については、市場価格、原価率を勘案して当社見積り価格を提示し、一案件毎に価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

2) 当社と同一の親会社を持つ会社等との取引

会社等の名称	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
住友商事フィナンシャル マネジメント株式会社	資金の寄託 受取利息	488,200 198	預け金 未収収益	58,200 3

(注)1.上記金額の取引金額並びに期末残高には、消費税等を含んでおりません。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の寄託による利率については、市場金利を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 当社上場子会社の独立性に関する考え方・施策等について

当社は、上場子会社として、株式会社ベリサーブ(東証第一部)、株式会社JIEC(東証第二部)を有しています。

当社は、当該子会社の独立性を尊重するとともに、グループとして尊重すべき価値観の共有を図っています。なお、当該子会社との取引に関しましては、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様の条件であります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長
取締役の人数	16名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指名されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内藤 達次郎	他の会社の出身者											
淵上 岩雄	他の会社の出身者								△			

※1 会社との関係についての選択項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤 達次郎		住友商事株式会社理事 メディア・生活関連事業部門ネットワーク事業本部長 株式会社ティーガイア社外取締役	ITサービス産業に関する専門的かつ広範な知識に加え、豊富な経営経験を有し、また、客観的な立場から経営判断を行えるため一般株主との利益相反のおそれのない方と認識しており、取締役による職務執行の監督機能の維持・向上のため選任しております。
淵上 岩雄	○	過去に当社の取引先である日本電気株式会社の業務執行者であり、また、当社の取引先であるNECソリューションズ株式会社の代表取締役でありましたが、取引の規模、性質に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	ITサービス産業に関する専門的かつ広範な知識に加え、豊富な経営経験を有し、また、客観的な立場から経営判断を行えるため、取締役による職務執行の監督機能の維持・向上のため選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはない方と認識しており、独立役員に選任しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役員人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講習会への出席、在庫棚卸監査への立会等を行い、監査役の活動の効率化と質的向上を図っております。

また、監査役は、内部監査部門である内部監査部から内部監査の計画及び結果について適時に報告を受ける等、効率的な監査が行えるよう緊密な連携を保っております。

当社は会計監査法人として有限責任 あずさ監査法人を起用しております。また、同監査法人に対して以下の報酬等(平成25年度)を支払っております。

(1) 当社の会計監査人に対する報酬等の額	179百万円
(2) 当社及び当社連結子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	282百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

取締役会は、会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、その職務の遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とする事項とする方針であります。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高野 善晴	他の会社の出身者													
小川 英男	他の会社の出身者													
安浪 重樹	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高野 善晴		元住友商事株式会社理事 中部ブロック中部ブロック総括部長	一般株主との利益相反のおそれはないものと認識しており、住友商事株式会社において機電審査部長やリスクアセスメント部長、内

			部監査部長を務めるなど、幅広い知見及び経験を生かした客観的な見地で監査できるため選任しております。
小川 英男		住友商事株式会社執行役員 メディア・生活関連事業部門メディア・生活関連総括部長	一般株主との利益相反のおそれはないものと認識しており、住友商事株式会社において長年の審査業務への従事やリスクアセスメント部長を務めるなど、幅広い知見及び経験を生かした客観的な見地で監査できるため選任しております。
安浪 重樹	○	—	公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を活かした客観的な見地で監査できる方であり、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしていることから、一般株主との利益相反のおそれはないと認識しており、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員の全てを、独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

平成23年度における役員賞与につき、業績に連動する処遇の仕組みを導入しております。また当社は平成22年度まで、当社の取締役及び執行役員の意欲や士気を高め、更なる収益拡大と体質強化を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しておりますが、平成23年度からは新たなストックオプションの付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社役員報酬の開示は取締役と監査役に区分して表示しております。

平成25年度における当社の取締役・監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

- 取締役(社外除く) 14名・・・557百万円
上記の報酬等の総額の内訳は以下のとおりであります。
- 1 基本報酬・・・416百万円
 - 2 賞与・・・102百万円
 - 3 その他・・・38百万円
- 監査役(社外除く) 2名・・・23百万円
上記の報酬等の総額の内訳は以下のとおりであります。
- 1 基本報酬・・・21百万円

- 2 賞与…一百万円
 - 3 その他…1百万円
- 社外取締役 3名…8百万円
- 上記の報酬等の総額の内訳は以下のとおりであります。
- 1 基本報酬…8百万円
 - 2 賞与…一百万円
 - 3 その他…一百万円
- 社外監査役 6名…55百万円
- 上記の報酬等の総額の内訳は以下のとおりであります。
- 1 基本報酬…51百万円
 - 2 賞与…一百万円
 - 3 その他…3百万円

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方針の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方針の決定方針の開示内容

当社では、役員の報酬等の上限額を定時株主総会で定めており、役員賞与等を含めた年間の役員報酬はその上限額の範囲内で支給することとしております。なお、平成23年6月28日開催の定時株主総会決議により、同年10月1日以降の役員報酬限度額は以下のとおりとなっております。

役員報酬限度額	取締役(社内)	960 百万円	(平成23年6月28日開催の定時株主総会で決議)
(1事業年度)	取締役(社外)	40 百万円	(平成23年6月28日開催の定時株主総会で決議)
	監査役	150 百万円	(平成23年6月28日開催の定時株主総会で決議)

また、報酬の種類、具体的な額及び配分並びに支給時期、その他の支給方法については、取締役会に一任しており、監査役の報酬については、会社法387条第2項の規定に基づき、監査役の協議に一任しております。

なお、当社は、平成19年6月27日開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の業務を補佐するため監査役業務室を設置し、従業員を配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行の方法

(1) 取締役会の状況

当社取締役は、その任期を1年間とし、その改選については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任議案は、累積投票によらない旨を定款にて定めており、毎年定時株主総会にて株主による選任を受けております。提出日(平成27年4月〇日)現在につきましては、社外取締役2名(うち独立役員1名)を含む16名の取締役にて取締役会を構成・運営しております。

当社取締役会は、取締役会長が議長を務めております。また、常勤取締役が執行役員を兼任する体制を敷き、事業の実態を踏まえた迅速な経営意思決定と業務執行監督の実効性の維持・強化を図っております。

当社は、平成22年6月25日付で、取締役及び監査役が、職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、法令に定める範囲内で、取締役及び監査役の責任を免除できる旨を定款に定めております。

(2) 執行役員の状況

当社における執行役員制度は平成17年1月1日より導入され、当制度において当社執行役員は、取締役会により決定された経営方針に従い、会長・社長の指揮命令のもと業務執行を担うものと位置づけております。当制度の導入により、取締役会が経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機能を一元的に担うことが明確になり、また取締役会によるより迅速な経営方針の決定とより効果的な業務執行の監督体制が整備・強化され、当社コーポレート・ガバナンスの一層の充実に貢献しております。

(3) 経営会議の状況

経営上の重要事項に関する会長・社長の諮問機関として、取締役・執行役員・監査役等から構成される経営会議を設置しており

ます。

2. 監査・監督の方法

(1) 監査役会の状況

当社は監査役制度を採用し、取締役会による業務執行の監督及び監査役会による監査を軸とする監視体制を構築しております。

監査役会は、社外監査役3名を含む4名で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をしております。各監査役は、監査役会で定めた監査の方針等に従い、取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席する他、取締役・執行役員に営業の報告を求め、また、内部監査部門である内部監査部からも報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、子会社・関連会社を含む主要な事業所を往査のうえ業務及び財産の状況を調査しております。更に、監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人による監査講習会への出席、在庫棚卸監査への立会等を行い、監査役の活動の効率化と質的向上を図っております。

監査役のうち1名については、会社の財務・会計部門において長年従事した経験を、また、監査役のうち1名については、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名	森 俊哉、杉崎 友泰、米山 英樹
所属する監査法人	有限責任 あずさ監査法人
提出会社に係る継続監査年数	該当事項はありません。
監査業務に係る補助者の構成	公認会計士15名、その他 21名

3. 社外取締役に関する事項

当社は、取締役による職務執行の監督機能の維持・向上のため、一般株主との利益相反のおそれのない社外取締役(独立役員1名を含む)を継続して選任しております。広範な事業活動を通じた経営判断力を有する社外取締役は、取締役会に出席し、企業価値最大化に向けた提言を行っております。

4. 監査役の機能強化に関する取組状況

当社は、監査役の選任については、これまでの業務経験などから監査業務を行うに相応しい見識・能力を有し、一般株主との利益相反のおそれのないと考えられる方を選定しております。さらに、監査役の業務を補佐するため監査役業務室を設置し、従業員を監査役スタッフとして配置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つである経営の効率性の向上と経営の健全性の維持、及びこれらを達成するための経営の透明性の確保のためには、上記2. に定める体制を一層強化・充実することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性をあげることが、最も合理的であると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会出席のための便宜を図ったものです。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性の向上を図ったものです。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、四半期決算ごとにアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、期末決算、第2四半期決算は代表者が説明を行っています。また、第1四半期決算、第3四半期決算はネットカンファレンス形式で開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、欧米及びアジアの機関投資家を定期的に訪問し、説明を行っております。また、IR関連資料については、ホームページで英語による開示も行っています。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ (http://www.scsk.jp/ir/index.html) において、決算短信や決算説明会資料、決算補足資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主報告書、アニュアルレポートなどの資料を掲載しており、また決算説明会や株主総会のストリーミングを配信しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	規則(SCSKコンプライアンスマニュアル等)に基づき、役職員の全員に対してステークホルダーの立場を尊重すべきことを徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は社員参加型の社会貢献活動として、次世代育成活動CAMPや、社会貢献活動クラブEarthOneでの社会参画を推進するとともに、大川情報通信基金やNPO・NGOへの支援を行っております。また、環境保全活動においてはISO14001認証を取得しています。特例子会社東京グリーンシステムズ㈱での障がい者雇用推進事業や、グローバル・コンパクトへの参加等を含めた人権尊重に関わる様々な活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性の確保がコーポレート・ガバナンス上重要との認識の下、株主、従業員等の各ステークホルダーに対して重要な会社情報についての提供を適時、適切に行っております。
その他	<p><女性の活躍推進に関して></p> <p>当社は多様な人材が能力を最大限発揮できることが企業の成長につながるの考えから「働きやすい、やりがいのある会社」作りに取り組んでおります。ライフステージに合った働き方を実現しすべての社員が安心して働ける職場作りを進めており、女性社員においては活躍推進のための取り組みを強化しております。女性の積極的登用の目標として「2018年度に女性ライン管理職を100名」を掲げ、人材育成とキャリア開発支援の取り組みを進めております。</p> <p>なお、当社における従業員の男女の構成は別図のとおりとなります。また、2015年3月31日現在では、執行役員1名、部長級6名、課長級37名の女性が登用されております。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制(以下「内部統制システム」といいます。))に関する基本方針並びに体制整備に必要な事項について次のとおり決議いたしております。

なお、当社は、現状の内部統制システムを確認すると同時に、継続的な見直しによって、その時々々の要請に合致した、優れた内部統制システムの構築を図っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

・監査役設置会社としての当社における内部統制システムの整備に関する方針を定めるとともに役職員の法令等遵守の徹底に努めております。

- ・取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を継続して選任しております。
- ・取締役会及び取締役の監督機能を強化するため、執行役員制度を採用し、取締役会及び取締役による監督機能と執行役員による業務執行機能とを分離しております。
- ・内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視するための内部監査体制として会長・社長 直属の内部監査部を、また、内部統制システムの強化を推進し、その運用を支援するための体制としてリスク管理部を配置しております。
- ・法令等の遵守に関する規程を含む社内規則を定め、役職員に行動規範を明示するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、また、「SCSKコンプライアンスマニュアル」を作成し、社内各層に周知することにより、法令等遵守の徹底を図っております。
- ・法令等の遵守体制強化の一環として、通報者の保護を徹底した内部者通報制度を導入し、役職員が、直接、コンプライアンス委員会、監査役及び顧問弁護士にコンプライアンス上の情報を連絡できるルートを確認しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- ・取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び起案書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- ・当社の事業に関連して想定可能なリスクを認識、評価する仕組みを定め、関連部署においてリスクを予防するための規則、ガイドライン等の制定、管理、運用等の実施により個別リスクに対応する仕組みを構築しております。
- ・役職員のリスク管理に係る関連規程、ガイドライン等の遵守状況を監視する体制を整備しております。
- ・会社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備え、緊急事態対応規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図っております。
- ・情報セキュリティ管理及び個人情報保護に係る関連規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- ・取締役のより効率的な職務の遂行を可能とするために、執行役員制度を採用し、業務執行の責任と権限を明確にしております。
- ・経営上の重要事項に関する会長・社長の諮問機関として経営会議を、また、特定の経営課題に関する会長・社長の諮問機関として各種委員会を設置しております。
- ・役職員の効率的な職務執行を可能とするための組織体制を整備するとともに、ITの整備及び利用により、経営意思決定を効率的に行える体制を整備しております。

5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- ・親会社及び子会社等との緊密な連携のもと、「経営理念・行動指針」を定め、当社企業集団における経営理念の共有を図り、法令等の遵守及びリスク管理に努めております。
- ・子会社等の自主性を尊重しつつ、法令等の遵守及びリスク管理の観点から社内規則により子会社等管理の基本方針及び運営方針を策定しております。
- ・社内規則により、子会社等の経営上の重要事項に関しては、当社宛打合せ・報告事項とすることを定めております。また、取締役・監査役の派遣を通じて子会社等の経営を管理しております。
- ・社内規則により、当社が経営主体となる子会社等を内部監査の対象としております。
- ・子会社等においても、当該会社自身のコンプライアンス委員会の設置及び当社グループ共通の内部者通報制度の導入等、当社と同様に法令等を遵守するための体制を整えるよう指導しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について

- ・監査役の業務を補佐するため監査役業務室を設置し、従業員(以下「監査役スタッフ」といいます。)を配置しております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項について

- ・監査役業務室は取締役から独立した組織とし、監査役の指揮命令に基づき職務を遂行しております。
- ・監査役は、監査役スタッフの人事異動及び人事評価等について事前に報告を受け、必要な場合は会長・社長に対して変更を申し入れることができるものとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

- ・取締役会及び取締役は、経営会議その他の重要な会議への出席を監査役に要請しております。
- ・業務執行に関する重要な書類を監査役に回付しているほか、必要に応じ、役職員が、法定の事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項等について、速やかに監査役への報告・説明を行っております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- ・監査役は、会長・社長を含む主要な役員と相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を行っております。
- ・監査役は、その職務の適切な遂行のため、子会社等の取締役・監査役との意思疎通、情報の収集・交換を図っております。
- ・監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講習会への出席、在庫棚卸監査への立会等を行い、監査役の活動の効率化と質的向上を図っております。
- ・内部監査部は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告する等、効率的な監査役の監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保っております。
- ・役員は、監査役会が制定した監査役会規程及び監査役監査基準に基づく監査活動が、実効的に行われることに協力しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たないとする「反社会的勢力・団体との関係不保持」を基本方針として定めております。
- ・当社のコンプライアンスについて規定したSCSKコンプライアンスマニュアルにおいて、コンプライアンスに関する具体的な規範の一つとして反社会的勢力・団体との関係不保持を定めております。
- ・反社会的勢力への対応につきましては、顧問弁護士及び所轄警察署と緊密な連携の下、迅速に対応できる環境を整えており、また反社会的勢力に関する動向の把握に努めています。
- ・当社所定の標準契約書式に暴力団排除条項を盛り込み、反社会的勢力の不当要求防止に関する社内研修を実施する等反社会的勢力排除に取り組んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

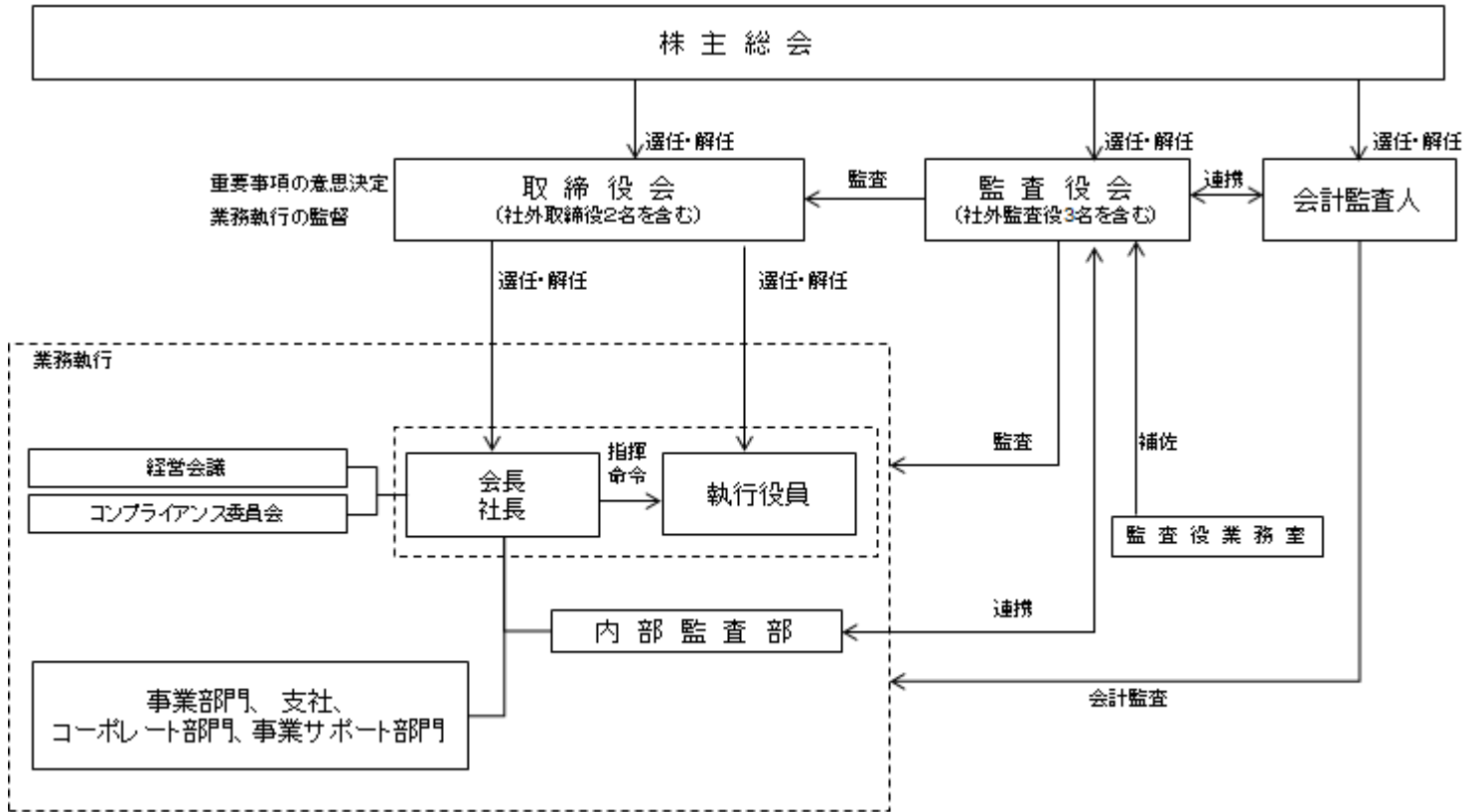
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

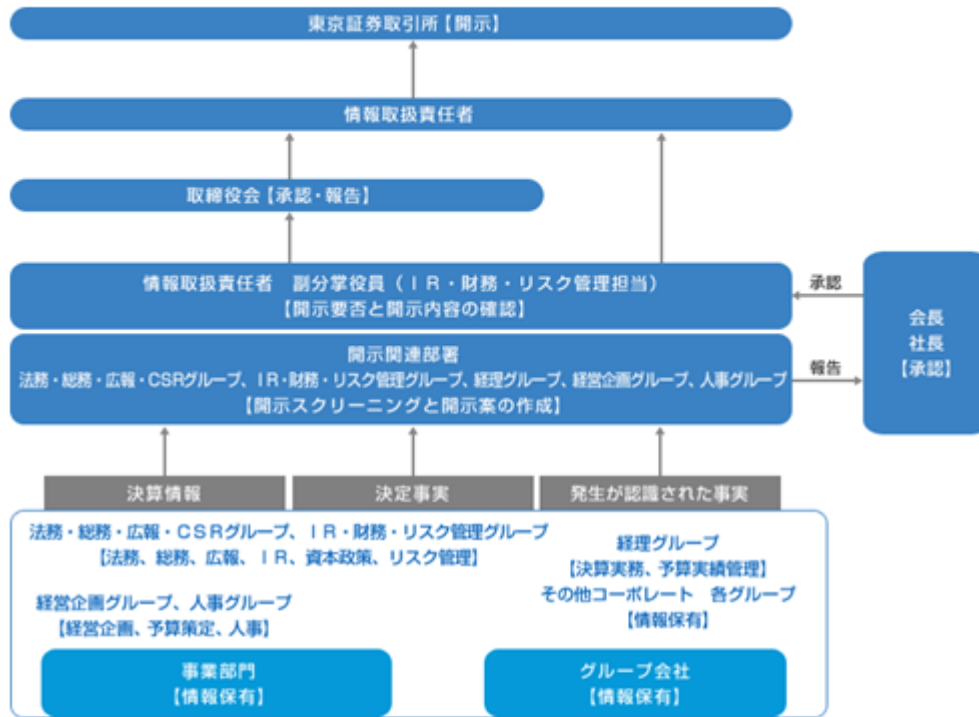
当社は、経営の透明性の確保がコーポレート・ガバナンス上重要であるとの認識のもと、この透明性確保の一環として、次の会社情報の開示に関する実施体制を整備し、適時・適正且つ公正な情報開示の実施に取り組んでおります。

1. 法務・総務・広報・CSRグループ、IR・財務・リスク管理グループ、経理グループ、経営企画グループ、人事グループは、開示対象となる情報を適宜収集し、開示スクリーニングと開示案の作成を行います。
2. 会長・社長の承認を受け、情報の管理・開示を統括する情報取扱責任者が開示要否と開示内容を確認します。
3. 必要に応じて取締役会の承認を経て、情報取扱責任者が会社情報に関する開示を実施します。

以上



適時開示実施体制図



【当社における従業員の男女の構成】

2015年3月31日現在

	男性	女性	女性比率
社員数	6,091名	1,237名	16.88%
部長級	237名	6名	2.47%
課長級	438名	37名	7.79%